

# 労働福祉社季刊

障害者  
保育・教育の  
総合誌

Summer  
2009



[特集]

## 情報保障・コミュニケーション支援

座談会 すべての人にとってわかりやすいとは——「わかりやすい障害者の権利条約」ができるまで

■ 小林勇輔・奈良崎真弓・李美貞・遠藤美貴・長瀬修 司会—石毛鉄子

意思伝達不可能性は人を死なせる理由になるのか 川口有美子

盲ろう者のICT利活用における問題 高橋信行・福島 智

「情報保障」への、かくも遠き道のり——ろう者にとっての情報保障・コミュニケーション支援 ■ 永井 哲

聴覚障害者にとっての情報保障・コミュニケーション支援 ■ 冷水來生

手話によるコミュニケーション支援から見える課題——手話通訳者の立場から ■ 市川恵美子

中途失聴者・難聴者の情報・コミュニケーションを支える立場から ■ 三宅初穂

教科書バリアフリー法と視覚障害児の学習権 ■ 宇野和博

知的障害者へのコミュニケーション支援とは ■ 末永 弘

代読を拒否し続けた議会との闘い ■ 小池公夫

裁判員制度と情報保障——場当たりの認識で多くの問題点 ■ 田中邦夫

「現場からのレポート」  
障害のある罪を犯した人の社会復帰支援のための  
地域生活定着支援センターの設置について  
……酒井龍彦

障害者自立支援法違憲訴訟の報告  
……酒井龍彦

ジェンダーの視点から見た障害者の貧困  
……白井久実子・瀬山紀子

〔論文〕

現代書館

# 障害者自立支援法違憲訴訟の報告

## 障害者自立支援法訴訟全国弁護団

### 全国一斉提訴

#### 一 全国提訴の状況

障害者自立支援法、とりわけその利用者負担のあり方の違憲性を問う障害者自立支援法訴訟は、二〇〇八年十月三十一日に全国八地裁で二九名の障がい児者による第一次一斉提訴、二〇〇九年四月一日に全国一〇地裁（新たな四地裁と第一次と同じ地裁のうち六地裁）で二八名の障がい者による第二次一斉提訴が行われています。

全国で合計五八名の障がい児者を原告とし（東京の障がい児の父一名も国家賠償訴訟の原告であり、合わせると五九名）、地方裁判所は全国で一二カ所に及び、原告弁護団は全国で現在約一六〇名体制です。二〇〇九年五月のさいたま地裁での五名の追加提訴（第二次提訴陣）も合わせると、本稿

発表の頃には原告は六三名になる見込みです。さらに第三次提訴に参加したいとの声も全国から寄せられています。

#### 二 全国一斉提訴の衝撃

私たち弁護団はこの訴訟を法が施行された二〇〇六年から準備してきました。それはこの問題が「基本的人権」の問題に他ならないからです。

全国の障がい者は国などに要請行動を繰り返し、特別対策、緊急措置等の経過措置を国に発動させてきました。それはこの法の矛盾を国が認めざるをえなかったことの証明です。とはいえ、それらの経過措置はいわば「激変緩和措置」でしかなく、障がい者の平等権、生存権、個人の尊厳という人権保障として生み出されたとはいえません。同法による人権侵害に苦しむ障がいをもつ市民の声に耳を傾け、これらに立ち向

かうことは、人権擁護を職責とする私たち弁護士的使命です。

障がい者の生存権を問う裁判であった堀木訴訟は一九八二年七月七日最高裁大法廷判決として有名ですが、「児童扶養手当と障害福祉年金の併給調整規定の違憲性」という論点は、障害者福祉全般に通じる誰にでも身近に感じられる論点とまで言えない面がありました。また、学生無年金訴訟弁護士も一部私たち弁護士に加入していますが、それら弁護士も「自立支援法違憲訴訟は日本に生活する障害をもつすべての人に直接関係する裁判」と理解しています。つまり、私たち弁護士からしても、前例のない、新しい形の裁判です。内容においても、「一般市民は働くたびに事業所利用料を徴収されないにもかかわらず、障害者にだけ職場利用料が徴収されるのは法の下での平等に反する差別である」など、従来の法的思考にはなかった考えを訴訟の論拠の一つとするなど、司法開闢以来初めての試みと言ってもよい、新たな地平を切り拓くための訴訟です。

この訴訟は、二〇〇八年六月の全国一斉免除申請↓七月の全国一斉行政不服審査申し立て↓十月末日（法成立日から三年目）の全国一斉提訴という流れで進みました。

同年六月の免除申請は大手新聞の西日本版の一面トップで報じられ、七月の全国一斉不服審査もテレビ等で報じられました。全国的に認知された運動とは言い難い状況でした。

それだけに十月末日の全国一斉提訴が、事前の予告的な報道と合わせ、当日のテレビ、翌日の朝刊各紙で大きく報道されると、全国的な反響を呼び、少なくとも障害者福祉に関心をもつ人々の中では、「ついに障害者自らが勇気をもって裁判闘争に一斉に立ち上がった」として、かなりの衝撃をもつて受け止められたようです。

### 障害者自立支援法の見直し

二〇〇八年十二月頃から政府の法律見直しの動きが度々報道され、二〇〇九年四月一日の第二次一斉提訴の前日に法案が国会に上程されたという報道がありました。弁護士はそれらの法案作成の経過を直接知りうる立場にありません。ただ、法二九条三項の「一〇〇分の九〇」条項の変更に至る要因として、様々な団体の運動の成果に加え、この全国一斉提訴の存在が大きかったということは漏れ聞こえてきます。

とはいえ、今回の法案が通ったとしても、原告らの負担額には影響はないでしょう。障害基礎年金一級、二級程度の所得しかない人からも利用料を取ることの不合理性には変わりありませんし、障がいによる社会的不利益を是正するための支援を活用することに対して本人負担を強いることは、障がいを自己責任とすることを意味する点で障害者福祉の理念に反するという指摘には変わりありません。

## 各地の弁護士による報告、原告の思い

この訴訟の全国弁護士は、その成り立ちからして各地の弁護団の連絡協議会ではなく、全国弁護士が必要事項や地域に分かれてチームを組んで取り組むという特徴があります。以下、各地の弁護士からの現状のレポートです。

### 一 福岡弁護団の報告

福岡地裁に第一次提訴、第二次提訴ともに各一名、合計二名が提訴しました。

第一次提訴の原告Hさんは、三十代半ばころ両下肢機能障害（六級）が発生しました。現在、通所授産施設に入所し、主にクッキーの型抜き作業やお菓子の生地作り等に従事しています。第二次提訴原告のYさんは、生後一〜二カ月後に脳性麻痺と診断され、「二〇歳まで生きられない」とも言われました。四肢体幹機能障害（一級）と言語障害（四級）を有し、現在、通所授産施設に入所、印刷や紙折り等に従事しています。「働きに来ているのに、何故利用料を払わなければならぬのか」との思い・憤りが、HさんとYさんに提訴を決意させました。

二〇〇九年一月三十日の第一回口頭弁論期日、法廷に入りきれないほど多くの支援者が見守るなか、Hさんは、胸を張

## 現場からのレポート

り、「僕たちは施設に働きに来ているんだ。施設を利用していいのではない」と力強く訴えました。Yさんも、五月八日の第二回口頭弁論で、障害者自立支援法への憤りを被告国へ、裁判所へ、堂々と訴えました。

障害者の尊厳と自己実現のため、支援者の方々の力添えの下、原告・弁護士一致団結して闘っていきたいと思います。

### 二 広島弁護団の報告

広島地裁に第一次提訴で二名、第二次提訴で一名が提訴しました。また、今後一名の提訴が予定されています。

法廷に入りきれない多くの支援者が見守るなか、二月五日に第一回口頭弁論期日が開かれました。意見陳述では、Aさん夫妻が、なぜ原告として立ち上がったのかの思いとして、障害者自立支援法の問題点は応益負担にあり、「障がいのある人が人間として、生きることを否定されているよ」うで、悲しみとともに大きな怒りがこみ上げてくると述べられました。Aさんは、毎日地域にある作業所に通勤し仕事をし、月一万円にも満たない給料を貰っているが、仲間と集める喜びを求めて頑張っていることも「益」と捉えて利用料負担を課す自立支援法の問題と矛盾を力強く述べられ、弁護団はもとより、傍聴席にいた障害者、支援者が勇気付けられ、感動しました。

集会では、第二次提訴原告のMさんが、提訴に踏み切った思いについて述べられ、会場は熱気に包まれました。

広島弁護士団としても、原告や支援者、他の地域の弁護士とともに協力し、勉強を重ねて障害者が安心して暮らせる社会が実現されるよう尽力してきましたと考えています。

### 三 兵庫弁護士団の報告

兵庫では、神戸地方裁判所に対し、昨年十月三十一日の第一次訴訟では七名が、今年四月一日の第二次訴訟では四名の合計一名の原告が提訴しています。原告の内訳としては、男性六名、女性五名、年齢は二十代から七十代と幅広く、障害の内容や程度についても、身体障害の方、知的障害の方、身体障害と知的障害の双方がある方と様々です。

そこで兵庫では、今後の訴訟において、原告の方々と支援者及び弁護士が綿密に連絡を取り合い、意思疎通を可能にするため、原告団、弁護士団と支援団体を結びつけるべく、勝利をめざす会を発足させ、この会を通じて連絡を取り合っております。そして、第一回口頭弁論では、第一次訴訟の原告Jさん本人とHさんの母親が意見陳述し、「外を歩くだけで利用料を徴収する自立支援法は明らかに違憲である」、障害があるからといって「世の中の邪魔者、足手まといではない」「安心して暮らせる日本にして欲しい」と述べ、自立支援法

への怒りを強く訴えました。

また、第二次訴訟の原告Kさんは視覚障害がある方ですが、外出するためあるいは書類の整理や判別、家事援助など生きていくために必要な支援を受けるために、自ら費用を負担しなければならぬということにどうしても納得ができないということ、原告となることを決意されたそうです。

そして、兵庫では、すでに第三次訴訟において原告となりたいという方が数名おられ、兵庫弁護士団としても、さらに人数を拡充し、原告や関係者の想いをくみ取り、一丸となって訴訟を進めていく所存です。

### 四 大阪弁護士団の報告

大阪では、二〇〇八年十月三十一日に第一次原告五名が障害者自立支援法の違憲性を訴えて提訴をしました。第一次原告金澤さんは、その提訴前に「生きるために必要な支援にお金を取られることは生きていることを否定されたと感じた」とその気持ちを述べています。

これに続いて、四月一日、新たに六名の第二次原告が大阪地方裁判所に対して提訴を行いました。四月四日には、大阪市北区民センターで一三〇名強が集い、「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす大阪の会」が結成され、支援活動の展開も含めて利用者負担の不当性を問う声が益々大きくなってい

ることを感じます。

それは、第二次原告である梅さんの「負の遺産を後世の障害者に引き継がせてはいけない」という言葉につながっています。梅さんは交通事故により脳脊髄液減少症という障害を負い、重度訪問介護として家事援助や移動支援を受けて生活しています。現在の障害者自立支援法の下では、障害者に障害福祉サービスの利用料の負担を負わせるようになってしまったため、個々の障害に合わせて障害福祉サービスを利用できません。なぜ、国は一人ひとりの障害者の姿を思い浮かべてくれないのでしょうか？ 障害「者」は「物」<sup>もの</sup>なのですか？

大阪弁護士会は、原告団や各地の弁護士とも連携を強めながら、障害者の個人の尊厳を踏みにじり生存を脅かす障害者自立支援法の現状と問題性を訴えていきたいと思えます。

## 五 京都弁護士団の報告

京都地裁には第一次で一名、第二次で八名の合計九名の原告が提訴しています。男性五名、女性四名、年齢は二十代から六十代まで、身体、知的、精神と障害の内容も程度も、これまでの生活状況も、それぞれ違います。

第一回口頭弁論では、第一次原告Iさんの父親が意見陳述し、「運動によって、制度のないなか制度をつくり、共同作業所から認可施設に発展させ、労働権を保障し、職住分離を

進める等、不十分な制度の拡充を図り、一歩ずつ前進させてきた私たちの首を、一刀両断の下にはねたも同然です」と、自立支援法について憤りを語りました。

第二次原告Hさんは、「デイセンターに通うこと、ヘルパーを使って日々の生活を送ったり外出したりすることは、私の生活そのものになっていくのです。おそらく、作業所に通う他のメンバーも、サービスを利用するなんてことでなく、生活そのものなのです。ところが、このあたりまえの生活に利用料を払わないといけないことになったのです。働いたり、生活を手伝ってもらうのに、お金を払わなくてはならないなんて、あんまりだと思えます」と、原告として立ち上がった思いを語っています。

京都弁護士会は、原告、関係者の熱い思いを受け、裁判の勝利、利用者負担の廃止に向け、がんばります。

## 六 滋賀弁護士団の報告

滋賀では、第一次提訴で四名が原告となりました。一月二十二日に全国で最初に開かれた第一回口頭弁論には、七〇席程度の傍聴席に対し一五〇名以上が集まってくれました。意見陳述では、Hさんの母親が、親の経済的援助がないと生活が成り立たない状況や自立支援法下で作業所が直面している困難などを、また、Uさんの母親が、Uさんには常時見

## 現場からの 現レポート

守りが必要なので、自立支援法下では多額の利用料がかかり生活が脅かされることなどを切々と語りました。

第二次提訴でも四名が原告となりました。記者会見で、小児麻痺で足が不自由なTさんは、「なぜ働きに行くだけでお金を取られるのか」と訴えました。Tさんは、就労継続支援B型事業所で繊維製品や手芸品の製作・販売に従事していますが、施設利用料を支払わなければなりません。

被告側は、知的障がいを有する原告の訴訟能力を問題にしています。四月十六日の第二回口頭弁論では、これに対する反論などを行うとともに、Nさんの母親が意見陳述を行いました。訴訟能力の点は、裁判長から、特別代理人を選任することに対応するという提案があり、問題は解消する見通しとなりました。

一月九日には「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす滋賀の会」の結成大会が開かれ、支援の輪が広がっています。弁護団では、勇気をもって原告に名乗りを上げた方々の思いを大切に、障害者自立支援法の不当性を追及していきたいと思えます。

## 七 東京弁護団の報告

東京地裁には第一次提訴で重度知的障がいのMさん、知的障がい児のFくんとその父親が原告となりました。

Mさんの一カ月の収入は、年金、手当で、工賃など約一八万円ですが、自立支援法の施行により、支出は生活寮の家賃九万円、生活寮と作業所の利用料二万四六〇〇円、移動支援の全額自己負担分一万五〇〇〇円、応益負担分一万三六〇〇円などがMさんに重くのしかかります。Mさんの母親は「自立支援法が成立して、私が年を取って仕事ができなくなったらと、将来への不安がとても大きくなりました」とため息をつきます。

Fくんは五八名の原告の中で唯一の未成年です。広汎性発達障がいによるパニックやこだわりがあるため、常に行動の援護が必要ですが、必要性に応じた自己負担がかかります。私たちはこの訴訟を通して、自立支援法の問題点を明らかにし、障がいをもつ人々の真の意味で自立を支援する法の構築を求めていきます。

## 八 さいたま弁護団の報告

さいたま地裁には七名が第一次の提訴。また、全国第二次一斉提訴の一環として近日中に五名の提訴が予定されています。第一回口頭弁論の意見陳述では、Iさんが、自立支援法によって通所施設に来なくなった仲間の話や、作業することに對する利用料負担の問題性を、Aさんの母親が、入所施設で築かれてきた専門性ある人間関係の福祉のあるべき姿の指摘を、

Nさんの施設関係者が、保護者らの「バザー人生」によって、国の不十分な障害者福祉を補わざるを得なかった歴史と自立支援法によるその破壊の危機の現状を、それぞれ述べました。第二回以降も、第二次提訴団とも合流し、障害者福祉の現状と自立支援法の問題性を訴えていきたいと思ひます。

## 九 北海道弁護団の報告

二〇〇九年四月一日午後一時三十分、旭川地方裁判所で全国第二次一斉提訴の一環として一名の提訴が無事済みしました。

提訴後に行われた集会では、Kさんの母親が応益負担に対する怒りを交えながら障害者自立支援法の問題点をわかりやすく指摘しました。Kさんの施設関係者等の多くの支援者が、自立支援法により国の障害者福祉が著しく停滞している現状について、積極的に意見を述べることでKさんを励ます等、非常に熱気のある集会となりました。

北海道弁護団としても最北の地である北海道においてようやく訴訟を提起することができたので、全国の関係者がより強い結束を得ることができたのではないかと考えております。

第一回口頭弁論期日においては、Kさんの母親や施設関係者の方々の意見陳述を行い、裁判所に、障害者自立支援法が施行されたことによる「現場」における障害者福祉の破壊の

危機の現状を訴えたいと思ひます。

## 十 盛岡弁護団の報告

四月一日、盛岡地裁に一名が提訴しました。原告のSさんは、一歳時に脳性麻痺に罹患したことによる知的障害（総合判定A）を有し、入浴・歯磨き・排便等の介助が必要であるため、知的障害者の更生施設に入所しています。

Sさんのお父さんは、提訴を決意した思いを「自立支援法の根底には、障害者を一人の人間として、一人の市民として認めない考え方があります。また、障害者に、食費・光熱費のほか応益負担まで求めることは、『生かさず、殺さず』的な処遇と言うほかありません。自立支援法を変えさせ、障害者が、地域で人間らしく生きていくことのできる社会にしたい、そう考えて裁判に加わることになりました」と述べています。

六月中に第一回弁論が予定されていますが、このお父さんの思いを重く受け止め、障害をもつ方が真に人間らしく生きていくことのできる社会を実現するために、全力を挙げて頑張っていきたいと思ひます。

## 十一 奈良弁護団の報告

二〇〇九年四月一日、奈良地裁に一名の原告が提訴しました。原告のKさんは、知的障害をおもちの五二歳の男性（療

## 現場からの レポート